

## 企画運営委員会規程

### (目的)

第1条 この規程はNPO法人平川市スポーツ協会（以下、「協会」という。）定款第7章第39条第3項に基づき事業推進に関する企画運営委員会の規程を定める。

### (適用の範囲)

第2条 本規程は、協会の企画運営委員（以下、「委員」という。）に適用する。

### (構成)

第3条 企画運営委員会（以下、「委員会」という。）は、協会定款第7章第39条第2項によって構成し、委員会の審議を統率する為に委員長と副委員長を置くことができる。

② 委員長は、委員会の互選とする。

③ 副委員長は、委員会の互選とする。

### (任期等)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (欠員補充)

第5条 委員が事由で辞任し、欠員が発生した場合は、協会定款第7章第39条第2項において早急に補充すること。

### (審議活動内容)

第6条 委員会は、次の事項について審議・活動を行う。

① 理事会に付議すべき事項

1. 各種事業の企画立案を審議し、原案を作成する。

2. その他協会運営の改善が必要な事項を審議し、原案を作成する。

② 理事会の議決した次号の執行に関する事項

③ 加盟団体との連絡・人的協力（指導員・補助員等、派遣協力）

④ 県民体育大会等、必要事項の連絡・事務

⑤ その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 会長が必要と認めたとき。

② 理事会で必要と決議したとき。

③ 事務局長が必要と認めたとき。

④ 委員長が必要と認めたとき。

⑤ 委員会総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集請求があったとき。

### (召集)

第8条 委員会は、委員長又は、事務局長が召集する。また、召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(欠席)

第9条 やむを得ない理由の為、委員会に出席できない委員は、あらかじめ委員長に連絡し、必要に応じて代理人を出席させること。

(議長)

第10条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。委員長が欠席した場合は、副委員長が代行する。

(委員会の議事録)

第11条 委員会の議事は、議事録作成者・記載事項を次に定める。

- ① 議事録作成者は、議長が任命する。
- ② 日時及び場所
- ③ 委員会総数、出席者数及び出席者氏名
- ④ 審議事項
- ⑤ 議事の経過の概要と審議結果

この規程は、平成21年2月10日から施行する。